

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第123号

京都市私道整備助成金交付規則の一部を改正する規則

京都市私道整備助成金交付規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第2号様式中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第3号様式注以外の部分及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部土木管理課)